

1. 目的

香川大学（以下「本学」という。）は、「理念」及び「目標」に基づき、「学術の中心として深く真理を探究し、その成果を社会に還元するとともに、環瀬戸内圏の中核都市に位置する大学であることを踏まえ、学術文化の発展に寄与する」ことを使命としている。

研究活動を通じて蓄積された研究成果を、社会に還元し、本学の使命を実現するために、研究データの管理・保存・公開及び利活用の基本方針を本ポリシーに定める。

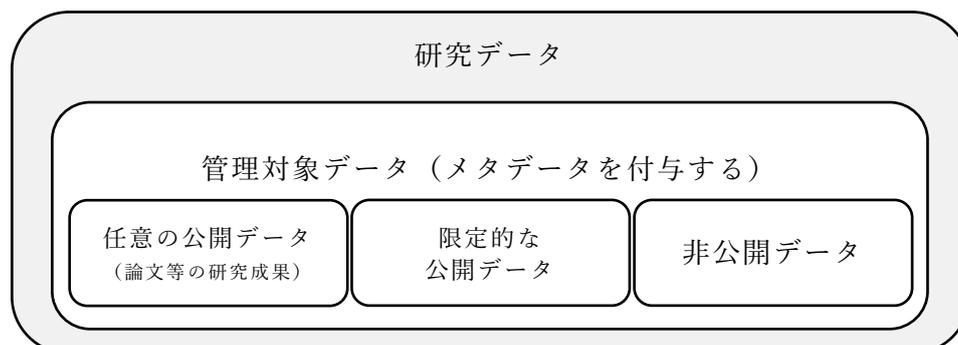
- 香川大学（以下「本学」という。）では、「世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献する。」ことを理念とし、「多様な価値観の融合から発想される創造的・革新的基礎研究の上に、特色ある研究を開花させ、社会の諸課題の解決に向けた応用的研究を展開する。」ことを研究の目標としている。

これらの理念及び目標に基づき、香川大学憲章において、「学術の中心として深く真理を探究し、その成果を社会に還元するとともに、環瀬戸内圏の中核都市に位置する大学であることを踏まえ、学術文化の発展に寄与することを使命とする。」と定めており、その根幹となる研究データの適切な管理・保存・公開は極めて重要である。

2. 研究データの定義

本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動を通じて収集又は生成されたあらゆるデータを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

- 研究データとは、研究活動を通じて収集又は生成された一次データだけでなく、一次データを分析・処理して生成されたデータ、データの収集又は生成の段階で作成された記録やデータを用いて作成された成果に関する資料も含まれる。媒体はデジタル・非デジタルを問わない。非デジタルのデータには、例えば、標本、試料等の有体物等が含まれる。なお、研究データの全てを管理・保存する必要はなく、本補足・解説4. 研究者の責務のとおり、研究データのうち、管理・利活用の対象とする範囲は、研究者が定めることができる。



(研究データの例示)

- ・ 観測データ
- ・ 実験データ
- ・ 研究ノート、フィールドノート
- ・ アンケート
- ・ 音声、画像、写真
- ・ 標本

なお、分野によって取り扱うデータは異なるため、各部局等において詳細な具体例を示すことが望ましい。

- ・ 本学との雇用関係の有無に関わらず、本学において研究活動を行った者が、その経過又は結果において収集又は生成した研究データが本ポリシーの対象となる。
- ・ 現に本学において研究活動を行う者が、過去に在籍した機関において収集又は生成したデータであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

3. 研究者

本ポリシーにおいて、研究者とは、教職員、学生、研究員など、本学において研究活動に携わる全ての者のことをいう。

- ・ 本ポリシーにおいて、「研究者」とは、本学と雇用関係にある者のみならず、本学が定める規程に基づき、本学に受け入れた学生及び研究員等を含む。また、本ポリシーにおける「研究活動に携わる者」の具体的な範囲は（例えば、学部学生や学部研究生、科目等履修生等を含めるべきか否か等）、各分野の特性や実施体制等を踏まえ、各部局等において定めるものとする。

4. 研究者の責務

研究者は、関係法令等及び学内諸規則を遵守し、研究データを適切に管理・保存し、可能な限り、広く社会に公開して、その利活用を促進する。

- ・ 研究データの管理・保存とは、研究の開始前から終了までの様々な過程で、どのようなデータを収集又は生成するか、また、それらのデータをどのように取り扱うかを研究者自身が定め、これを実践することである。ただしこれらは、法令、契約及び本学の定める規程等を考慮してなされなければならない。
- ・ 本学の定める規程等の主なものとして、次のようなものが挙げられる。
 - ・ 国立大学法人香川大学法人文書管理規則

- ・ 国立大学法人香川大学個人情報管理規則
 - ・ 香川大学動物実験規則
 - ・ 香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程
 - ・ 国立大学法人香川大学安全保障輸出管理規程
 - ・ 香川大学遺伝子組換え実験安全管理規則
 - ・ 国立大学法人香川大学情報公開取扱要項
 - ・ 香川大学職務発明規程
 - ・ 香川大学共同研究取扱規程
 - ・ 香川大学受託研究取扱規程
 - ・ 香川大学受託事業取扱規程
 - ・ 国立大学法人香川大学情報化推進及び情報セキュリティに関する基本規則
 - ・ その他、各研究分野等における関係規則
- ・ 「香川大学における研究データの保存等に関する要項」では、論文発表後、資料については10年間、試料については5年間の保存が原則となっており、蓄積された研究データは、それを収集又は生成した者が適切に管理・保存・公開する必要がある。
 - ・ 収集又は生成された研究データは、将来的に保存・公開しないと予測されるデータについても、研究中は適切に管理する必要がある。
 - ・ 研究データのうち、本学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを管理対象データという。
 - ・ すべての管理対象データについて、可能な限り、データを説明するための情報であるメタデータ（データの名称・作成者・概要等）を付与することが望ましい。これにより、データ自体のデジタル・非デジタルを問わず、必要な場合に共有・相互運用を可能とするだけでなく、適切な管理によるデータの保護を可能とするなど、研究データに関する本学の一元的な組織的対応を担保することになる。
 - ・ 管理対象データのうち、任意の者に利活用可能な状態で供するものを「任意の公開データ」という。また、限定された者に利活用可能な状態で供するものを「限定的な公開データ」という。
 - ・ 任意の公開データには、例えば、論文等の研究成果が含まれる。
 - ・ 管理対象データの公開の可否、態様及び時期については、原則として、当該研究データを収集又は生成した者が、研究分野の特性等を踏まえ判断するものとする。
 - ・ 研究者は、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用を促進するものとする。ただし、公開及び利活用は、法令、契約又は本学が定める規程等に反しない範囲にとどまるべきことはもとより、第三者が権利又は法的に保護される利益を有しているためにその公開が制限されるデータ（たとえば、個人情報、著作物、契約による制限が課され

たデータ等)、外為法に基づき安全保障輸出管理の対象となっている研究データ、公開により第三者の利益を害するおそれがある研究データ等については、公開してはならない。なお、共同研究契約等、特段の定めがある場合は、その定めに従うものとする。

- データの公開にあたっては、可能な限り、FAIR 原則(※以下を参照)による公開を目指すものとする。このことにより、様々なデータが、一つの研究成果だけにとどまらず、より広範な、新たな知識の創生に寄与する可能性を拓けることになる。

※公式日本語訳

“FAIR 原則(「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)” (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

- 管理、公開のそれぞれにおいて、いかなる範囲の研究データを対象とすべきであるかは、研究分野の特性や研究データの性質等によって異なることから、各部局等の基準・具体例が示されることが望ましい。

5. 大学の責務

本学は、研究データの管理・保存・公開及び利活用を支援する環境を整備する。

- 本学は、研究者が収集又は生成した研究データを、適切に管理・保存・公開して利活用できるように、以下の支援等及び研究データ管理・保存・公開の環境を整備する。

- ①研究データの管理・保存に関する計画や行動の支援
- ②研究データに関する契約、法務等の支援
- ③研究データを用いた共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用の支援
- ④研究データのメタデータ作成の支援
- ⑤研究データの管理・保存・公開の取組みの奨励と実績の評価
- ⑥研究データの管理・保存・公開及び利活用に関する規程・要項等の制定
- ⑦研究データの管理・保存・公開及び利活用の啓発
- ⑧研究データを管理・保存するためのデータプラットフォームの整備
- ⑨研究データを公開するためのデータリポジトリ（機関リポジトリ等）の整備

6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

- データ管理のあり方は、社会や学術状況に応じて、変化が生じることが予想されるため、本ポリシーについても適宜見直しが必要となることを明示した。